

## 本検討委員会において検討すべき事項・論点、基本的な視点について

1. 本検討委員会において検討すべき事項（案） . . . . . P. 1
2. 総論 データ・A Iの保護・利活用の在り方に関する基本的視点（案） . . . P. 8
3. 論点①に関する具体的な課題の例（データの保護・利活用の在り方） . . . . P.10
4. 論点②に関する具体的な課題の例（A Iの作成・保護・利活用の在り方） . . P.14

平成28年10月31日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

# 1. 本検討委員会において検討すべき事項（案）

総論：新たな情報財の保護・利活用について、我が国として目指すべき基本的な方向性

論点①：データの保護・利活用の在り方

論点②：AIの作成・保護・利活用の在り方

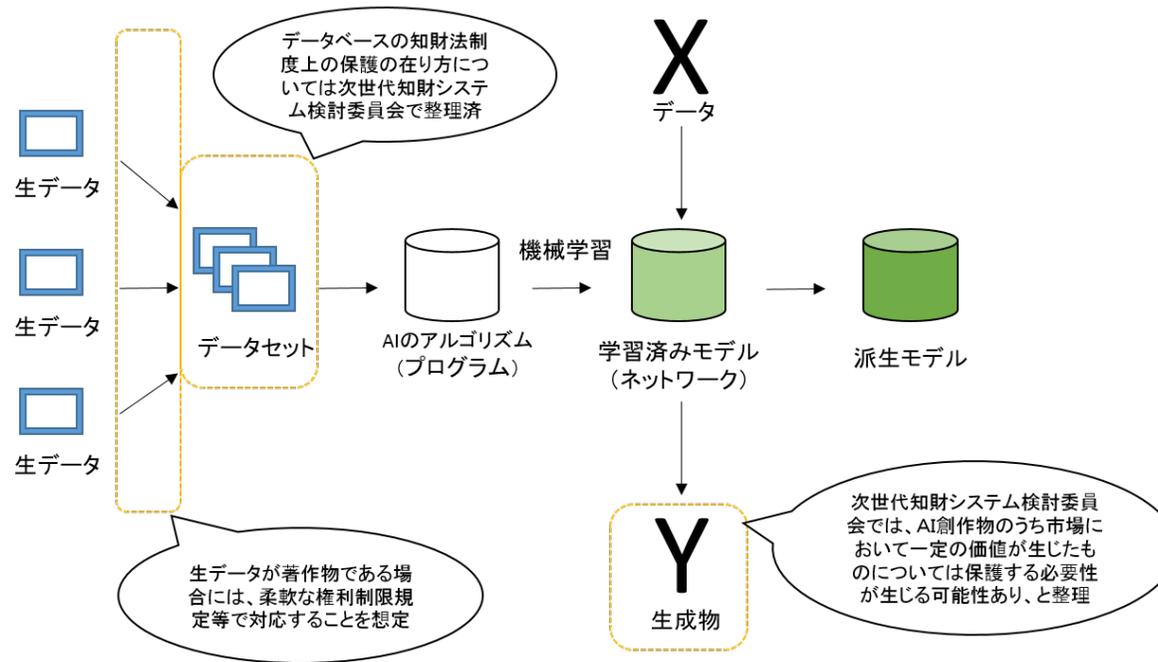
②-1 学習用データセットの保護・利活用

②-2 学習済みモデルの保護・利活用

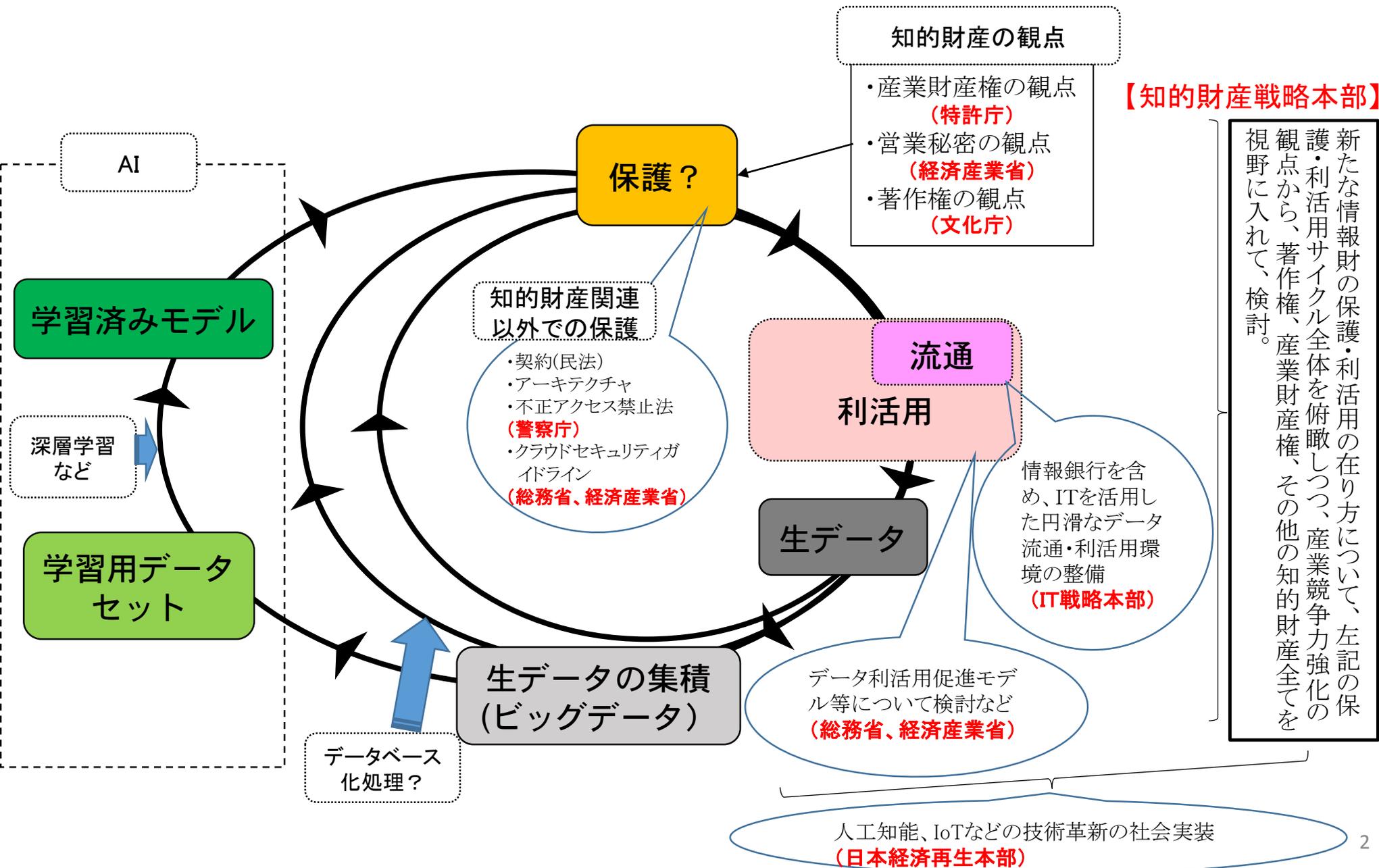
②-3 AI創作物の保護・利活用

その他、検討すべき事項はあるか。

<参考図>



# (参考) データ・AIの保護・利活用サイクルと関係省庁の取組のイメージ



**【知的財産戦略本部】**

新たな情報財の保護・利活用の在り方について、左記の保護・利活用サイクル全体を俯瞰しつつ、産業競争力強化の観点から、著作権、産業財産権、その他の知的財産全てを視野に入れて、検討。

## (参考) 知的財産に関する保護手法の例 (イメージ)

保護強い

権利付与

不正行為等を規制

保護が十分でないおそれ

投資インセンティブ高くなる

利用が進まないおそれ

物権的権利(絶対的排他権)(例:特許権)

物権的権利(相対的排他権)(例:著作権)

物権的権利(行為規制あり)(例:FRAND宣言。  
権利濫用法理・独占禁止法)

報酬請求権(事前許諾不要)

不正行為規制(例:不正競争防止法)

契約ガイドライン

契約(例:民法(債務不履行、不法行為))

セキュリティガイドライン

セキュリティ(不正アクセス禁止法、アーキテクチャ)

投資インセンティブ弱くなるおそれ

柔軟性があり、利用しやすい

# (参考) 不正アクセス禁止法の概要

高度情報通信社会の健全な発展

サイバー犯罪の防止・電気通信に関する秩序の維持

## 不正アクセス行為等の禁止・処罰

不正アクセス行為の禁止・処罰  
(第3条・第11条)

他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止・処罰  
(第4条・第12条第1号)

不正アクセス行為を助長する行為の禁止・処罰  
(第5条・第13条)

他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止・処罰  
(第6条・第12条第3号)

識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止・処罰  
(第7条・第12条第4号)

## 防御側の対策

アクセス管理者による防御措置 (第8条)

- 識別符号等の漏えい防止
- アクセス制御機能の高度化

都道府県公安委員会による援助 (第9条)

- 被害発生時の応急対策
- 不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及

国家公安委員会・総務大臣・経済産業大臣による  
情報提供等 (第10条)

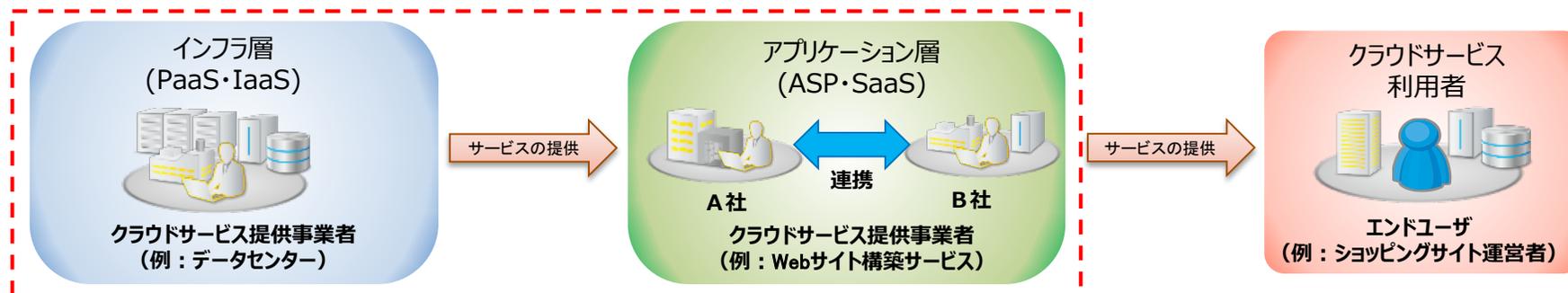
- 不正アクセス行為の発生状況の公表
- セキュリティ技術の研究開発状況の公表
- アクセス管理者による防御措置を支援する団体に対する援助
- 広報啓発

# (参考) クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン (総務省)

クラウドの情報セキュリティ対策として、クラウドサービス提供事業者が実施すべきセキュリティ対策等をまとめたガイドラインの作成等を実施。

## クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン

【概要】 総務省では2008年1月に「ASP・SaaS※における情報セキュリティガイドライン」を策定。また近年では、クラウドサービスはアプリケーション領域(ASP・SaaS)からインフラ領域(PaaS※<sup>2</sup>・IaaS※<sup>3</sup>等)に拡大し、単独のクラウド事業者だけではなく、クラウド事業者同士が連携して新たなサービスを提供する形態も増加するなど、サービス提供形態が大きく変化しているため、サービス提供事業者が利用者との間で取り決めるべき合意(責任の分担設定など)を含めた新たなガイドラインを策定(平成26年4月)。



### 【対策の例】

- ・ 情報セキュリティポリシーの共有：クラウド提供事業者間で認識の不一致がある場合、サービス障害発生時にサービス全体の継続性を損なう可能性が高いため、事業者間においてサービス提供に必要な技術的仕様、運用手順等について事前の調整を推奨。
- ・ 資産の管理：クラウドサービスにおいては利用者から預託された情報をサービスごとに区分して管理する必要があるため、情報資産の分類及びアクセス制御、情報の転送等に関する方針について事業者間での適切な設定を推奨。

※ ASP・SaaS：Application Service Provider・Software as a Service, ※<sup>2</sup> PaaS: Platform as a Service, ※<sup>3</sup> IaaS：Infrastructure as a Service

# (参考) クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン (経済産業省)

(平成23年4月発行、平成26年3月改訂)

## 目的

◆本ガイドラインを情報セキュリティ管理、及び情報セキュリティ監査に活用することにより、クラウド利用者とクラウド事業者における信頼関係の強化に役立てることを目的とする。

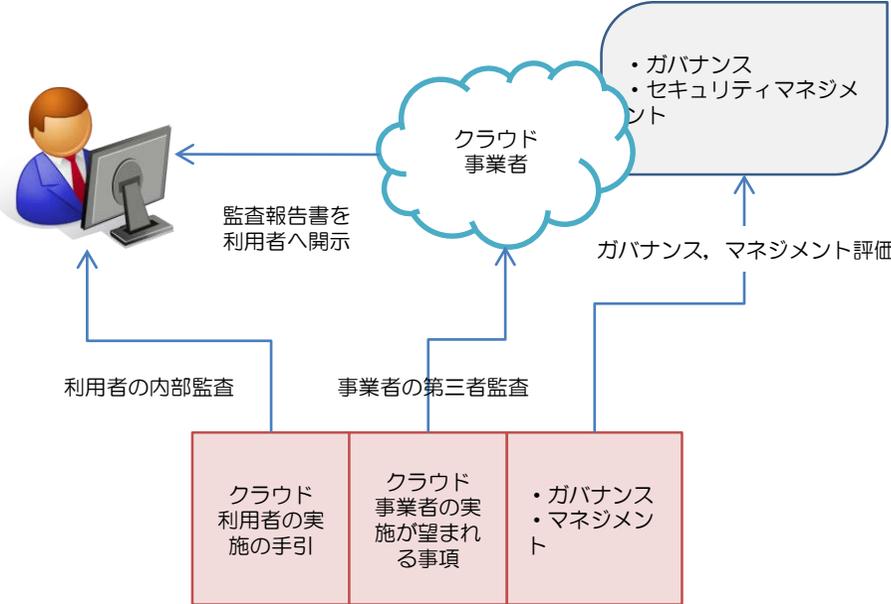
## 適用範囲

◆本ガイドラインは、組織事業の基礎を成す情報資産の多くを、外部組織であるクラウド事業者が提供するクラウドサービスに委ねようとする組織が、JIS Q 27002 (実践のための規範) に規定された管理目的を達成するための管理策を実施しようとする場合を想定している。

## 特徴

◆全面的にクラウドサービスを利用する際のJIS Q 27002 (実践のための規範) の管理目的達成という究極的な状況を想定することにより、クラウドサービスの利用において変化するシステム環境、責任の所在、事故や事象の判断基準を明確にする。

◆本ガイドラインは、平成23年4月に経済産業省において策定した後、これを基礎として検討されたISO/IEC27017:2015が平成27年12月に発行され、日本発の国際規格として実現した。



# (参考) 農業ITサービス標準利用規約ガイドの概要 (IT戦略本部)

## 【農業ITサービス標準利用規約ガイドの目的】

農業ITサービスの利用規約(契約の内容)に関して、「契約者等」と「提供者」との間の権利や義務についてどこを注意して確認する必要があるかを示すとともに、記載されるべきことが記載されているかどうかを簡単にチェックすることができるようにすること等により、生産者の権利が守られた農業ITサービスの普及、AI農業(アグリ・インフォマティクス農業)、スマート農業を実現し、我が国農業の産業競争力強化をもたらすイノベーションを牽引することを目指す。

### ビッグデータ・AI活用型農業： 篤農家の匠の技の継承・活用



※遠隔農地 (海外等) におけるビッグデータを活用した農業新ビジネスの創出

※農業の競争力強化

※篤農家 (農家) の匠の技のデータの帰属、権利関係が曖昧のため、ノウハウの流出リスクが存在

## 農業ITサービス標準利用規約ガイドの構成

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) 総則            | ①規約の位置付け<br>②利用規約の効力・変更<br>③サービス契約の拒否・解約 |
| (2) サービスの内容・改廃    | ①サービスの内容<br>②サービスの変更・廃止                  |
| (3) サービス利用に伴う責務   | ①禁止事項<br>②免責<br>③保証・賠償責任                 |
| (4) サービスに係る情報の取扱い | ①権利関係<br>②データの取扱い<br>③データの再利用            |
| (5) 準拠法・合意管轄      | ①合意管轄<br>②準拠法                            |
| (6) 附則            |  |

## 2. 総論 データ・AIの保護・利活用の在り方に関する基本的視点（案）

昨今、IoTの進展、人工知能の進化等により、大量に集積されたデジタルデータとAIの利活用によって、新たな付加価値と生活の質の向上をもたらす第4次産業革命・Society5.0の実現が期待されている。

こうした中、知的財産戦略本部においては、昨年度、次世代知財システム検討委員会を開催し、人工知能による自律的な創作や3Dデータ、創作性が認められにくいデータベースに焦点を当てて、主として著作権の観点から、知財制度上の在り方について検討を行った。しかしながら、今後、データ・AIの利活用は、小説、音楽、絵画などのコンテンツ産業に限らず、その他産業（製造業、農業、広告宣伝業、小売業、金融保険業、運輸業、健康産業など）にも波及することが想定される。

こうした第4次産業革命時代において、データ・AIの利活用を最大限に進めて我が国の産業競争力の強化を図り、国際社会における確固たる地位を占め続けるためには、著作権・産業財産権・その他の知的財産全てを視野に入れて新たな情報財を最大限活用できる基盤となる知財システムを検討し、構築していくことが重要である。

以上を踏まえ、今後の審議の基礎とすべき検討の基本的な視点は以下のとおりとする。

### (1) 産業競争力強化の視点

知的財産としてのデータやAIが最大限利活用され、幅広い産業において付加価値が創出され、産業競争力強化が図られることを目指す。

### (2) 保護と利用のバランスの視点

データやAIに関する当事者の投資活動等が適切に保護されるとともに、円滑かつ積極的な利用がなされるバランスの取れた仕組みを目指す。

### (3) 国際的視点

経済・産業のグローバル化がますます進展している中、データ、AIの前提であるデジタルネットワークに関する制度をどのようにすべきかについては国境を超えた課題であることを踏まえ、国際的な視点を踏まえた仕組みとすることを目指す。

以上

# (参考) 有識者・事業者等からの主な意見 (総論)

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成

## <検討全体の方向性について>

- ◇ **何が大事かをまず決めることが必要**である。国として何を守るべきかという話からきちんとやるべき。(学識経験者)
- ◇ 政府がまずは**ルールを決めるから、その分、産業界もがんばれ**と言ったキャッチボールをすべきである。(学識経験者)
- ◇ 著作権法など**個別法律から一回離れて検討**すべきである。(学識経験者)

## <保護の在り方について>

- ◇ 全体のアプローチとして、**どういうメルクマールで保護すべきかをきちんと考えて整理**すべきである。(学識経験者)
- ◇ 不正競争防止法以外の**現行の知的財産法では、人の創作があるところに価値があるという前提で権利を付与しているが、価値のあるところがずれてきており、昨今ではフリーライド即違法ではなく、創作のインセンティブを阻害するかどうか**が重要である。(学識経験者)
- ◇ 権利設定によって保護するよりは、**新しいビジネスを阻害しないように**すべきである。(弁護士)
- ◇ 日本だけの知財制度を議論しても仕方ない。(事業者)
- ◇ 日本だけで保護しても意味はなく、**諸外国の検討状況を鑑みる必要**がある。(学識経験者)

### 3. 論点①に関する具体的な課題の例（データの保護・利活用の在り方）

#### 【現行知財制度上の整理と課題】

生データ自体は、不正競争防止法上の営業秘密として保護される場合を除き、通常、創作性等も認められず、知的財産権によって保護されない。

このことから、これまで生データに関する知的財産についての議論は生じていなかったが、今後、データの利活用（AI利活用を含む）を通じて、その価値の源泉となる生データの価値が高まることが想定されるが、その場合の課題は何か。

#### I データ（※創作性のあるデータベース以外）の知的財産上の保護の在り方について

##### ①生データについて

- ・データ収集や利活用において想定される課題は何か。契約主体の違いなど、利用事例に応じた違いは何か。
- ・センサ等で収集された「一次的なデータ」と、流通や利活用のために「一定の加工をしたデータ」について、それぞれどのように考えるべきか。
- ・熟練工のノウハウなどをデータ化できた場合、そのデータには我が国の競争力の源泉となる価値があるとの指摘について、どのように考えるべきか。昨年度検討した3Dデータ※と同様に考えれば良いか。

※ 知的財産計画2016では、「知的財産権によって保護されない物の3Dデータを対象に、投資保護と促進の観点から、例えば3Dデータの制作過程において生じた付加価値に注目しつつ、一定の価値の高い3Dデータに関する知財保護の在り方について検討を進めていくことが必要」とされた。

##### ②ビッグデータ（生データの蓄積）について

生データの単なる蓄積（ビッグデータ）については、創作性のあるデータベース（著作物）や有用性・秘密管理性・非公開性を満たす営業秘密でなければ、知的財産として保護されない。一方で、ビッグデータは、AIの学習用データセットの源泉となり、その生成、維持管理には一定の投資コストがかかるが、現行制度のままで良いか。

#### II データを知財として捉えた場合の、その利活用のあるべき姿について

- ・企業・分野を超えたデータの掛け合わせ、リアルタイムデータの組み合わせに価値があるとの指摘について、どのように考えるか。
- ・データについていわゆるオープン&クローズ戦略が当てはまるとの指摘について、どのように考えるか。

## <データが誰のものか問題になっている>

- ◇ 権利をどのように処理すれば、社外に提供できるのか、協業したりできるか分からず、進んでいない。例えば、スマートメーターで取ったデータは、機器を設置した電力会社のモノなのか、それとも電力を使用する人のモノなのかということで揉めている。(学識経験者)
- ◇ データを出す側は、自分の所有物として途中のデータは残さず返してほしいと言うだろうが、AI事業者にも何もノウハウが残らないのではビジネスにならない。(事業者)

## <「生データ」、「生データの集積行為」の重要性が高くなっている>

- ◇ ディープラーニングにより、大量の生データから特徴量を発見して整理するところまで自動的にできるようになったという点で、加工されたデータセットよりも、生データの重要性が高い。(事業者)
- ◇ 私は不要だと思うが、データの集積行為をどう保護するのかという点もある。なお、ポイントとなるのは差止請求権の有無である。せっかく新法を作るのであれば差止請求権は付与すべき。(学識経験者)

## <法的な保護を検討すべき>

- ◇ データは知財として取り扱うべきであると思う。「データのアセットとしての知財」という建付けでみると、著作権もプライバシーも課題として含まれる。このようなフレームワークで議論すべき。(学識経験者)
- ◇ まずは法律ではなく、契約で進めるのが妥当であるが、契約では、どうしても調達契約は受託者に不利な条件となる。(事業者)
- ◇ 契約では限界があり、(最低保障としての)法的な保護を検討すべき。(学識経験者)
- ◇ データは塊として権利がないと売買・取引が出来ないのではないかと思うので、データ取引(利活用)のために、権利を検討するという事にすべき。(学識経験者)
- ◇ 本来、情報を(プライバシー・人格の問題としてのみ捉えて)保護することを必要とすべきではなく、情報を(財として捉えて)「コントロールする権利」を保護すべきである。(事業者)

## <何らかの保護をした上で、データを集める者に義務を課すべき>

- ◇ 製品メーカーなどのデータを集めることのできる立場にある者に、(データに関する何らかの保護をした上で) データを利用させる義務を課すことが考えられる。韓国では、位置情報に関する法律に、データを取得できる立場にある携帯のキャリアやスマホのOSベンダーに、位置情報に関する請求に対してデータを出さなければならない旨を定めた規定がある。(弁護士)
- ◇ 生データ自体に過剰な保護を与えると、プラットフォーマーが権利を濫用し、情報の寡占がますます進行するおそれがある。(学識経験者)
- ◇ 下手に法律で保護を強制化すると、欧米のプラットフォーマーに全部押さえられてしまうかもしれない。(事業者)

## <契約やセキュリティで対応すべき>

- ◇ パーソナルデータに財産的側面を認めて、自由な流通を認めてほしいとの意見があるが、個人に財産権を認めることでデータの流通が促進できるわけではない。(弁護士)
- ◇ 生データの保護については物権的な権利を付与するのではなく、契約で事実上の知財を創り出す方が、グローバル化に対応しやすい。(学識経験者)
- ◇ 契約ベースでアクセス権を付与して利用してもらうというのが現実的な方法である。その保護としては、セキュリティを確保しつつ、刑事罰がある不正アクセス禁止法もあるので、一応の保護がなされている。(事業者)
- ◇ 取引されるデータはアーキテクチャで保護できる。また、取引参加者には約款に同意してもらうので、不正行為等があれば民法上の対応を取ることになる。(事業者)
- ◇ (生データの保管場所のクラウドに関する)「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」(平成26年策定)について、IoTの進展に合わせて改訂を検討すべき。(事業者)

# (参考) 有識者・事業者等からの主な意見 (データの利活用)

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成

## <データの活用・取引のメリットを伝えていくべき>

- ◇ 日本ではブロードバンドが整備され、データのフローは多かったが捨てられて活用できなかった。(学識経験者)
- ◇ データが使われると、悪用されるという負の側面ばかりが強調されている。**適切に使われることでメリットがあるとのことをきちんと伝えていくべき。**データの取引が進むように向かわせるには、**データを提供することに新しいベネフィットを提供すべき。**(事業者、学識経験者)

## <データの掛け合わせ、相互活用について>

- ◇ データを目的どおりに使うことしかしておらず、**目的外に使うという思考回路がなかったことが問題。**(学識経験者)
- ◇ データの活用の形として望ましいのは、**様々な機器などから集められたデータに横串を刺して、掛け合わせることで、有用なデータを相互活用すること。**(事業者)

## <データの品質・標準化について>

- ◇ インターネットの広告スペースのビジネスは盛んに行われているが、単にサイトを閲覧しているとの情報だけでなく、**住所、性別、年齢、閲覧履歴等の情報を併せて販売することで高い値が付くようになっている。**(弁護士)
- ◇ **API連携やデータフォーマットの標準化が必要。**(事業者)
- ◇ 今後の分について、クリエイティブ・コモンズのように**データをある種の規格にのせるということは重要。**他方で**既存のデータについて規格の統一を行うインセンティブはない。**(学識経験者)

## <その他(個人情報・プライバシーとの関係、データバンク、オープンデータ等)>

- ◇ 知的財産とプライバシーは密接にかかわってくる。(学識経験者)
- ◇ ルール整備に当たっては、**ネガティブリスト方式(最低限禁止すべき事項のみを列挙し、列挙されていない行為は適法とする)を採用すべき。**(事業者)
- ◇ 行政機関の持つデータについては、匿名加工された場合でも、個人情報保護法の枠内で扱われることとなる。本来は、個人情報保護委員会が一元的に所管すべき。(事業者、学識経験者)
- ◇ データ取引所・データバンク構想は良いが、コストがかかるので、その基盤を誰が持つか課題である。(事業者)
- ◇ **公共データのオープン化を進めるべき。**(事業者)

## 4. 論点②に関する具体的な課題の例（AIの作成・保護・利活用の在り方）

### 【現行知財制度上の整理と課題】

現行法上、人間の創作的関与を前提として、権利が発生するように制度が設計されている。

昨今のAIの進化(ディープラーニング)により、人間の関与が薄まってくるのにも関わらず、経済的価値のある創作物が生産されていく可能性があり、また、そうした創作物の生成過程である「学習用データセット」、「学習済みモデル」の価値・重要性が指摘されている。AIの利活用を見据えつつ、現行法制度上の保護のレベルで、投資を回収するに十分な保護になっているのかについて検討する必要がある。

#### ① 学習用データセット

- ・ビッグデータと同様の取扱いで良いのか。学習用データセットに固有の特徴はあるか。
- ・仮に同一で良い場合、創作性がなければ、現行法上、特許権や著作権でも保護されないが、それで良いか。

#### ② 学習済みモデル

- ・学習済みモデルは現行知財制度上どのような取扱いとなるのか。
- ・現行知財制度上の取扱いで保護が不十分な場合、どのような取扱いをすべきか。

⇒ その際に考慮すべき要素

- ・完成されたモデルに対して情報の入出力を繰り返せば、元のデータがなくても類似のモデルを作成できること。
- ・外見上働きが類似しているモデルがあっても、偶然の一致なのか依拠しているのか不明であること。

#### ③ AI創作物

- ・あらゆるAI創作物を知財保護の対象とすることは保護過剰になる可能性がある一方で、市場に提供されることで一定の価値が生じたAI創作物には保護が必要となる可能性がある整理されたが、どのような要素があれば保護が必要となるのか。また、どのような保護を与えるべきか。

# (参考) 有識者・事業者等からの主な意見 (AI学習用データセット)

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成。

## <AI学習用データセットは誰のものか>

- ◇ 現状のビジネススタイルであれば、ルールがなくても特に困らない。ただし、AIを競合に対して使うときに、ある顧客から得られたデータを使ってできたAIのデータセットは誰のものか、権利があると交渉の余地があるが、何もないと交渉もできない。(事業者)

## <法的に保護すべき>

- ◇ AI用データセットであれば、「創作性のないデータベース」でも、権利を付与して保護すべき。(学識経験者)
- ◇ AI用データセットから、データを不正に取得する行為については不正競争の一類型として位置付けるべき。(学識経験者)

## <アーキテクチャや契約等で良い>

- ◇ オープン化することがそもそも予定されていないので、アーキテクチャや契約等できちんと保護すれば良く、(権利付与の必要はない)。(事業者)

## <その他(著作権法第47条の7の対象を明確にすべき)>

- ◇ (AI用データセットの作成にあたって関係のある)日本の著作権法47条の7は非営利性が要件となっておらず、世界的にみても広い規定となっている。しかし、AIの学習への適用を考えた際、対象となる行為が明確ではない。(学識経験者)

# (参考) 有識者・事業者等からの主な意見 (学習済みモデル)

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成。

## <総論>

- ◇ 日本がアメリカにIT,ICTの世界でまた負けないようにするには**データを囲い込み、学習済みモデルの世界で勝負しなければならない**。(事業者)
- ◇ 繰り返しの作業はデータ化が容易で、それにより、データ学習も可能となり、高度なAIの開発も可能である。(事業者)
- ◇ 実務においては、**如何に早くアイデアをAIに落とし込み、如何に早くAIに取引データを学習させ、如何に早く実際の取引に結び付けるかが重要**である。(事業者)
- ◇ 金融の世界で、**より大量のデータを学習したAIに置き換えれば、より精度の高い予測が可能になる**。(事業者)

## <法的に保護すべき>

- ◇ 学習済みモデルは、AI創作物を生み出すもので**価値の源泉**であり、これから**産業のコア**になっていくものであるから何らかの形で**保護が必要になる**。(事業者)
- ◇ AIが窃用されてしまうのは、自己責任ではないかと思う。とはいえ、**関係者が横流しする場合なども想定し、何かしらの対策を検討しないといけないのかもしれない**。(事業者)
- ◇ **蒸留(distillation)によって簡単な構造で同じ様なモデルが作成することができる**ようだ。これでは最初に苦勞してモデルを作成してもすぐ真似されてしまうことになるので、問題である。(事業者)
- ◇ 特許権のような**絶対的排他権**を付与するのか、著作権のような**相対的排他権**を付与するのかを検討すべき。(学識経験者)
- ◇ 学習済みモデルが知財法制度上一番グレーである。現行知財法制度上で**保護をするのであれば不正競争防止法ではないか**。(学識経験者)
- ◇ 学習済みモデルが製品化されて市場に出回っている場合、**通常であればプロテクトがかけられているので、不正競争防止法上の技術的制限手段に該当するので当該プロテクトを解除する行為は不正競争にあたる**。(学識経験者)

## <権利を付与すべきではない>

- ◇ 仮に権利を付与したとしても、学習済みモデルから出力されたデータだけでは**侵害の有無を判断することは難しく、実効性があるのか疑問**。(事業者)
- ◇ 現時点で**保護してしまうと発展を阻害するおそれがあるため、権利をすぐに付与すべきではない**。(事業者)
- ◇ 不正競争防止法や一般不法行為でカバーできるのではないか。(学識経験者)

# (参考) 有識者・事業者等からの主な意見 (学習済みモデル流通、AI創作物その他)

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成。

## <学習済みモデルの流通について>

- ◇ 学習済みモデルは、他社や他分野では利用ができず、流通は難しい。しかし、ニューラルネットワークの構造には汎用性があるため、流通させることが可能である。(事業者)

## <AI創作物>

- ◇ 利用する知恵に関しては日本が強いので、ディープラーニングを利用して面白いコンテンツをつくった者(AI創作物を作った者)を保護すべき。(事業者)
- ◇ AI創作物を流通させるインセンティブや流通に係る投下資本の回収の機会提供が保護の理由であるなら、報酬請求権として利用は自由とするのはどうか。(弁護士)
- ◇ (相対的排他権たる)著作物として保護すべきではない(学識経験者、弁護士等多数)。

## <その他>

- ◇ AIにより人間の創作的関与が薄まることは事実なので、著作権や特許権では保護されなくなる懸念がある。人間が作ったことにして保護してもらうか、それとも、営業秘密として秘匿化するしかなくなる。(事業者)
- ◇ 生データから学習済みモデル、AI創作物という一連の流れ全体に、人間の創作的関与があると思うが、これを保護できないか。(事業者)